

体罰·不適切指導防止

~教職員による体罰・不適切な指導根絶のためのガイドライン~

私たち教職員の職責の重さ

「教育は人なり」と言われるように、いつの時代においても教育者のあり方はとても大切です。教育基本法では、教育の目的の一つとして「人格の完成をめざす」ことが明記されており、多大な影響を及ぼすのは言うまでもなく私たち教職員です。

教職員の日々のかかわり一つひとつが子どもの心に残り、成長の糧となり、子どもたちの生きる力となっていくのです。だからこそ教育という営みは尊いのですが、言い換えるなら、誤った不適切な指導をしてしまうと、子どもたちの心にはいつまでも取り返しのつかない大きな傷を残すことになります。

本リーフレットを通して、今一度私たち教職員がその職責を認識し、日々の取り組みを見 直す機会としてください。

守山市教育委員会 教育長 辻本 長一

身体に対する侵害(殴る、蹴る等)や、 肉体的苦痛を与えるようなものは体罰です

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、 児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。 学校教育法 第11条

〈文部科学省が示した体罰等の参考事例〉

○身体に対する侵害を内容とするもの

- ・帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして 転倒させる。
- ・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り 払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く。

○肉体的な苦痛を与えるようなもの

- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を 訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

暴言や行き過ぎた指導は、体罰と同様に 教育上不適切な行為であり決して許される ものではありません!

<文部科学省が示した不適切な指導の参考事例>

- ○大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- ○児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ○組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- ○殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- ○児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- ○他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える お導を行う。
- ○指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。
- ※ひとたび傷ついた子どもは「しんどければ学校に来なくてもいいよ」という言葉にも、自分は必要のない人間と捉えてしまうなど、さらに傷つけてしまうことになる場合があります。

<体罰・不適切な指導は、なぜ問題か>

- ●体罰・不適切な指導は、重大 な人権侵害です。
- ●体罰・不適切な指導は、信用 失墜行為であり、教育の基盤 となるあらゆる信頼関係を崩 します。
- 体罰・不適切な指導は、子どもの人格形成に大きな影響を与え、その後も心に大きな傷を残し続けます。
- ●体罰・不適切な指導は、関わるすべての人が苦しみます。

今一度、立ち止まって考えてみよう

- ~子どもが予想外の反応を示した時、自分に言い聞かせましょう!~
 - ・体罰、威圧的な言動は、子どもの心に届かない。
 - ・感情的にならず落ち着いて、子どもはどんなことに困っているか考えよう。
 - ・自分が上という「おごり」の気持ちを捨てる。

「こども基本法」の精神に則り、子どもを自分と対等の人格・個性を もった一人の人間として尊重する。

自己意識の改革を

『体罰は暴力である』

- ○体罰は、子どもの成長を目的に行う厳しい指導とはちがいます。
- ○子どもに力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を引き 起こします。

『言葉も暴力になる』

- ○精神的な暴力は、人の記憶に一生残り、心の傷となります。
- ○精神的苦痛・負担を与える行為は、教育指導上、子どもに恐怖感や不信感を抱か せることとなります。

『体罰・不適切な指導は教育手段ではない』

- ○体罰や不適切な指導は、感情に任せた衝動的、短絡的な指導です。
- ○腕力や権威で子どもを支配するような暴力的・威圧的な指導は教育では ありません。

『教育は共育である』

- ○一人の力には限界があります。「自分が自分が」ではなく、学校・学年の チーム力や同僚性を信頼し組織で対応します。
- ○地域や保護者と連携し対応することも大切です。
- ※教職員も間違うことはあります。間違いに気付いた時には、「そんなつもりはなかった。」等といった 言い訳はせず、その誤りを認め、一人の対等な人間として丁寧に謝罪、説明することが大切です。

~信頼を築くために~

<客観的な情報をもとに子どもが 納得できる指導を>

●こんなケース(子どもとのやりとり)はありませんか?

子どもA「Bさんがさきに悪口を言ってきた。」

教 師「BさんはAさんがいやなことを言ってきたから、 言い返したと言ってるよ。」

子どもA「わたしは何も言ってない。」

教 師「言い訳するな。周りの子もお前が悪いと言って るぞ!!

- ☆聞き取りが威圧的、誘導的です。
- ☆丁寧な聞き取りがされておらず、「一方的に悪 者にされた」と信頼関係を失います。
- ☆本人がしっかり納得していることが大切です。

<記録に基づいて正確に説明する>

●こんなケース(説明・報告)はありませんか?

「お互いさまのところもあって」「ちょっとしたトラブルで・・」「両方とも今は仲良くしてますから」などと、その場しのぎの報告・説明で終わらせている。

- ☆その場しのぎの報告や、事実に基づかない抽象 的な表現は、誤解を招くだけでなく、やがては言 い訳に追われ、説明がつかなくなります。
- ☆事実を正確に共有し、保護者と学校が同じ認 識に立つことが大切です。
- ☆具体的な聞き取りや指導時のやりとりが正確 にわかる記録を行います(自ら指導で使った 言葉も含む)→職員間の情報共有、保護者へ の説明等に生かす。

<情景がイメージできる確認を>

- ●こんなケース(聞き取り・記録)はありませんか?
 - <悪い例> A君は野球の話をしているときに喧嘩になったと言った。(細かな聞き取りをせず、一面的な情報になっている)
 - <良い例> A君「野球の話をしているときに喧嘩になった。」 教師「どんなことがあったのか、くわしく教えてくれるかな。」 A君「昼休みの時間に、教室の後ろで、僕と、B君、C君の3人で野球の話をしていたんだけど、僕が好きなプロ野球選手 の真似をしたら、B君からバカにするような言い方で「へったくそ、全然似てない」と言われた。僕は頭にきて「じゃ あ、お前がやってみろよ」と少し強い口調で言い返した。そしたらけんかになり・・・」

教師「野球の話で、そんなやりとりがあって、喧嘩になったんだね。」(※A君が話したことをそのまま記録)

☆なぜ、このような行為に至ったのか、重要なのは「問題の要因」を見つけることです。動機・心情・背景に まで踏み込んで確認する必要があります。

学校に求められる組織的生徒指導力

○チーム学校として機能する学校組織

- ~担任中心の抱え込み型から、連携・協働型生徒指導へ~
 - ①課題に対しての見立てを確かにする。
 - ②子どもからの聞き取りをもとに、関係職員で情報共有する。
 - ③指導の方向性を合わせ、役割分担する。(生徒指導会議を機能させる)
 - ④継続的な見取りと支援を行う。状況に合わせ、柔軟に指導の修正を行う。
 - ⑤これらのことを教職員間で日常的に理解する。

<基盤となるのは教職員の同僚性です>

「同僚性」とは・・

教職員が職場でお互いに気楽に相談し・相談される、助け・助けられる、 励まし・励まされることのできる人間的な関係を作り出すこと。 (同僚であっても)止める勇気、違うことは違うと言える風土をつくること。

教職員に求められる生徒指導実践力

○子どもの話をきちんと受け取ることが大切です

- ・子どもの個別的理解と社会状況への理解(アセスメント力)
- ・ 臨機応変で柔軟な対応(コミュニケーション力)
- ・同僚、関係機関との連携(コーディネート力)

<問題対応は育成の機会>

正確な事実確認と全体像の把握が、最も重要な初期対応

- ・安易な先入観を持たない
- ・正確な事実確認から全体像の把握を行う
- ・事実確認と指導とを混同しない

アンガーマネジメント

相手の言動にイライラしたり、 感情的になったりしそうな ときは・・・。

- ●心の中で6秒カウント(6秒ルール)
- ●子どもとの距離をとる(その場を離れるなど)
- ●呼吸は大きくゆっくり、「深呼吸」
- **●柔軟に対応する意識を(その場ですべて指導しきらなくてもよい)**

私たちの守山から「体罰」「不適切な指導」を一掃します。

誰もが人格と個性を尊重し合い、人々の多様なあり方を認め合える共生社会の実現に向 け、学校においては、子どもの発達や教育的ニーズを踏まえつつ、一人ひとりの可能性を最 大限伸ばしていく教育が求められています。また、生徒指導上の課題が深刻になる中、全て の子どもたちに対して、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう取り組む必 要があります。

具体的には、子どもが学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされ ている」という自己存在感を実感できるようにすることが大切です。また、「ありのままの 自分を肯定的に捉えられる」という自己肯定感や、「他者のために役立った、認められた」と いう自己有用感を育むことも極めて重要です。

そして、子ども一人ひとりが、かけがえのない人格・個性をもった存在として尊重され、 安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、子ども自らがつく りあげるようにすることが大切です。そのため、教職員による子どもへの配慮に欠けた言 動、暴言や体罰等が絶対に許されないことは、言うまでもありません。

そこで、教職員が誤った認識を基にした体罰や不適切な指導を行うことがないよう「体 罰・不適切指導防止~教職員による体罰・不適切な指導根絶のためのガイドライン~|を 作成しました。

教職員の指導は、子どもの成長に大きな影響を与えます。当ガイドラインを活用し、教職 員一人ひとりが、その使命と職責を十分に自覚しながら、子どもを教え導く教育に携わる プロとして、子どもの健やかな成長につながる教育愛あふれる教育現場をつくりあげてい きましょう。

STOP!体罰 NO!暴言

体罰および不適切な指導や言動は、子どもの成長・発達に悪影響を与えることは 科学的にも明らかになっています。また、子どもや保護者および市民の皆様からも、 本市の学校教育に対する信頼を著しく損なうものです。

私たちの守山から「体罰」「不適切な指導」を一掃します。

<参考文献>

生徒指導提要(改訂版) 2022

生徒指導II 学校·教職員に求められる生徒指導の進め方 関西外国語大学 教授 新井 肇

各自治体作成ガイドライン、ハンドブック等 体罰・不適切な指導防止ハンドブック(改訂版)

教師のための生徒指導ハンドブック

「楽しい教室・夢広がる学校」のために

独立行政法人教職員支援機構

独立行政法人教職員支援機構

(東京都、神奈川県、岡山県、さいたま市他)

仙台市教育委員会

仙台市教育委員会

千葉市教育委員会